

# 高周波利用設備の申請に関するお知らせ

エステティック機器製造・販売事業者各位

総務省 関東総合通信局

拝啓、時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は情報通信行政にご理解とご協力いただきましてありがとうございます。

さて、エステティックで使用される機器には、高周波を利用するものがあります。

このような高周波を利用した機器から漏れ出した電波が、ラジオや携帯電話などの無線通信を妨害する可能性があるため、日本国内で使用する場合は以下の2点が必要になります。

## 1. 機器の電波法技術基準への合致

機器が、電波法第28条（電波の質）、第30条（安全施設）及び第38条（その他の技術基準）に合致していなければなりません。※1※2

## 2. 高周波利用設備設置の許可申請

機器の使用に当たり、使用者は使用前に申請書を提出して、総務大臣の許可を受けなければなりません。※3

なお、展示会での短期のデモ使用も含みます。

販売をされる際は、顧客に申請が必要なことを説明してください。また、御社が代理人（要委任状）となり、申請書を作成・提出されると確実です。※4

### ・申請の問合せ・送付先

設置場所により異なります。裏面をご覧ください。

※1 申請処理の際に、測定データ等により技術基準の合致を確認させていただく場合があります。

※2 技術基準合致の確認は、有料になりますが登録証明機関等にご相談いただくのが簡単です。

※3 申請が必要となる機器は、10kHz以上の高周波電流を使用し、高周波出力が50Wを超える機器です。

※4 許可を受けずに使用した場合は、使用者は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる可能性があるため、販売業者としても配慮が必要となります。

機器の設置場所	問合せ及び送付先
北海道	〒060-8795 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第一合同庁舎 北海道総合通信局 電波監理部 電波利用環境課 電話 011-709-2311 (内線4745)
青森、岩手、宮城 秋田、山形、福島	〒980-8795 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎 東北総合通信局 電波監理部 電波利用環境課 電話 022-221-0624
茨城、栃木、群馬 埼玉、千葉、東京 神奈川、山梨	〒102-8795 千代田区九段南1-2-1 九段第三合同庁舎 関東総合通信局 電波監理部 電波利用環境課 電話 03-6238-1805
新潟、長野	〒380-8795 長野市旭町1108 信越総合通信局 無線通信部 監視調査課 電話 026-234-9968
富山、石川、福井	〒920-8795 金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎 北陸総合通信局 無線通信部 監視調査課 電話 076-233-4442
岐阜、静岡、愛知 三重	〒461-8795 名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 東海総合通信局 電波監理部 電波利用環境課 電話 052-971-9617
滋賀、京都、大阪 兵庫、奈良、 和歌山	〒540-8795 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第一号館 近畿総合通信局 電波監理部 電波利用環境課 電話 06-6942-8536
鳥取、島根、岡山 広島、山口	〒730-8795 広島市中区東白島町19-36 中国総合通信局 電波監理部 電波利用環境課 電話 082-222-3311
徳島、香川、愛媛 高知	〒790-8795 松山市宮田町8-5 四国総合通信局 電波監理部 電波利用環境課 電話 089-936-5055
福岡、佐賀、長崎 熊本、大分、宮崎 鹿児島	〒860-8795 熊本市西区春日2-10-1 九州総合通信局 電波監理部 電波利用環境課 電話 096-312-8255
沖縄	〒900-8795 沖縄県那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋B-1街区5階 沖縄総合通信事務所 監視調査課 電話 098-865-2308

申請書  
 高周波利用設備 届 書 (注1)の添付書類( 装置分)(注2)

※整理  
 番号

1 工事設計	(装置の別)	(1) 使用周波数	(2) 発振方式	(3) 占有周波数 帯幅又は周 波数変動幅	(4) 高周波出力	(5) 負荷と電極 の結合方式	(6) 装置内電源 ろ波器  <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	(装置の別)	(7) しゃへい部分	(8) 機器の製造者名		(9) 機器の型式又は名称	(10) 機器の製造番号		
	(11)高周波そ く流線輪  <input type="checkbox"/> 有  <input type="checkbox"/> 無	(12) 電源ろ波器  <input type="checkbox"/> 有  <input type="checkbox"/> 無	(13)しゃへい室等  アしゃへい室 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無  材料 構造 m× m× m イ設備を設置する建物の構造  造り 階建て 階に設置		(14) その他の工事設計  電波法第100条第5項 において準用する同法第 28条,第30条及び第3 8条に規定する条件に合 致している。		(15) 添付図面  <input type="checkbox"/> ア 線路系統図 <input type="checkbox"/> イ 装置の系統図 <input type="checkbox"/> ウ 装置の外観を示す 図又は写真	
	(16) 無線設備規則第65条第1号における区別					(17) 定格入力電力		
	(18) 無変調搬送波状の妨害波の発生  <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				(19) 無変調搬送波状以外の変動妨害波の発生  <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	2 設置場所付近の図面		<input type="checkbox"/> 設置場所付近の建造物等の状況を示す図					
	3 参考事項							
	ふりがな						6 設備の種別	
	4 氏名又は名称							
	ふりがな							
5 住 所						郵便番号 — 電話番号 — —		
7 設置の目的								
8 設 置 場 所						郵便番号 — 電話番号 — — 担当者		
9 高周波電流を 通ずる線路		(1) 種 別		(2) 区 間		10 許可の番号 関高第 号	11 許可の年月日	
※ 備 考		使用周波数が他の通信設備に妨害を与える場合は、その妨害を除去するよう措置すること。						